

## 防火・避難

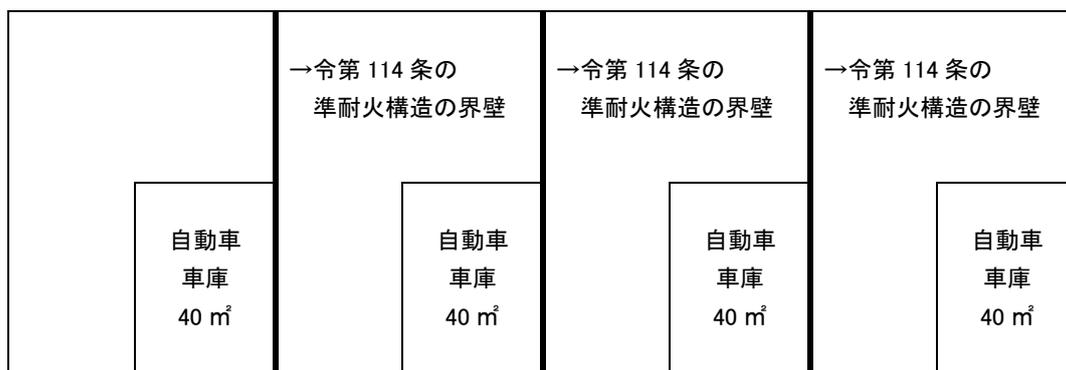
異種用途区画

法第24条、法第27条、令第112条、県条例第11条

### 自動車車庫付長屋住宅について

平成20年春期部会

下記の自動車車庫付長屋住宅において、法第24条第2号、法第27条、令第112条第12項及び県条例第11条第12号の適用については、次のとおり取り扱う。



- (1) 法第24条第2号、法第27条、県条例第11条第12号において、建物全体の車庫面積合計で適用の可否を判断する。
- (2) 令第112条第12項において、長屋住宅の場合は各住戸間が令第114条により準耐火構造の界壁となるので、車庫の面積がそれぞれの住戸で50m<sup>2</sup>を超えなければ、車庫一住戸間の区画を必要としない。